

定 款

財団法人 漁場油濁被害救済基金

財団法人 漁場油濁被害救済基金定款

昭和 50 年 3 月 3 日農林省指令 50 水研第 156 号
(50 立第 247 号、官政第 183 号 大臣許可)

昭和 50 年 7 月 28 日農林省指令 50 水研第 855 号
(50 立第 1525 号、官政第 695 号一部変更)

昭和 52 年 7 月 1 日農林省指令 52 水研第 710 号
(52 立第 1264 号、官政第 670 号一部変更)

昭和 53 年 10 月 3 日農林水産省指令 53 水研第 966 号
(53 立第 1683 号、官政第 732 号一部変更)

昭和 60 年 7 月 20 日農林水産省指令 59 水研第 1418 号
(60 立第 210 号、運政第 322 号一部変更)

平成 3 年 11 月 25 日農林水産省指令 3 水研第 1075 号
(3 立第 2072 号、運政第 261 号一部変更)

平成 6 年 2 月 18 日農林水産省指令 5 水研第 890 号
(5 立第 2081 号、運政第 644 号一部変更)

平成 11 年 9 月 17 日農林水産省指令 11 水推第 1420 号
(11 立第 6 号、運政第 329 号一部変更)

平成 13 年 12 月 28 日農林水産省指令 13 水推第 1051 号
(平成 13・12・19 産第 2 号、国官総第 560 号)

平成 15 年 9 月 29 日農林水産省指令 15 水推第 779 号
(平成 15・9・3 産第 1 号、国官総第 316 号の 1)

平成 19 年 1 月 10 日農林水産省指令 18 水推第 1244 号
(平成 18・12・22 産第 5 号、国官総第 677 号の 1)

平成 21 年 4 月 1 日農林水産省指令 20 水推第 1035 号
(平成 21・03・17 産第 8 号、国官総第 690 号の 1)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人漁場油濁被害救済基金 (以下「基金」という。) という。

(事務所)

第2条 基金は、事務所を東京都千代田区神田須田町一丁目18番に置く。

(目的)

第3条 基金は、船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であってその原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給
- (2) 前号の漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用(以下「防除費」という。)の支弁
- (3) 漁場油濁の防止及び漁場油濁による被害の救済に関する調査、知識の啓発普及及び被害漁業者に対する指導
- (4) 前3号の事業に附帯する事業
- (5) その他基金の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 基金の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附された財産
- (2) 国からの補助金及び関係都道府県からの負担金
- (3) 前条第1号及び第2号の事業に充てるための拠出金
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 基金の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として指定して寄附され、又は拠出された財産
- (2) 基本財産に充てるため国から交付された補助金及び関係都道府県から交付された負担金
- (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 基金の資産は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を受けて理事会が定めた方法に従い、理事長が管理する。

2 基金の資産のうち、基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上

の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 基金の経費は、次の各号に定めるところにより、普通財産をもって支弁する。

(1) 救済金の支給に要する費用は、基金に拠出を行う事業者団体等(以下「拠出団体」という。)から拠出された資金をもって支弁する。

(2) 防除費の支弁に要する費用は、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により交付又は拠出された資金をもって支弁する。

国からの補助金	4分の1
関係都道府県からの負担金	4分の1
拠出団体からの拠出金	2分の1

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用は、国からの補助金及び基本財産の運用益をもって支弁する。

2 救済金の支給又は防除費の支弁に要する費用に充てるための前項第1号又は第2号の資金に不足が生じたときは、それぞれ第13条の準備金を取り崩してこれに充てる。

3 前項の規定による準備金の取り崩しによってもなお不足するときは、借入金をもってこれに充てる。この場合、借入金額及び返済計画について、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の借入金の返済は、次年度以降の当該費用に係る資金によってこれをまかなう。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 理事長は、基金の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始の日から3月以内に主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支差額の処分)

第12条 毎事業年度の決算において、収支差額を生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を、基本財産に繰り入れるか、又は翌年度の普通財産に繰り越すものとする。

(準備金の積立て)

第13条 前条の規定にかかわらず、救済金の支給に要する費用に充てるための第8条第1項第1号の資金及び防除費の支弁に要する費用に充てるための同項第2号の資金について、毎事業年度末の決算において残余を生じたときは、それぞれ救済金準備金又は防

除費準備金として積み立てる。

2 前項の救済金準備金の積立ての限度額は、累積1億円とし、これを超える残余については、当該資金の拠出を行った拠出団体に返還する。

3 第1項の防除費準備金の積立ての限度額は、累積5,000万円とし、これを超える残余については、その2分の1を拠出団体に返還する。

(会計書類等)

第14条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに、次に掲げる書類を作成し監事に提出して、その監査を受けるとともに、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、3月以内に主務大臣に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 財産目録

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書

(5) 正味財産増減計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 第1項の場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に変更の登記をし、登記事項証明書を添付しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 この基金に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 専務理事 1人

(3) 理事 5人以上10人以内(理事長及び専務理事を含む。)

(4) 監事 1人又は2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(以下「主務官庁」という。)出身者(主務官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び主務官庁における勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下)であった者は除く。)である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第 17 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐してこの基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して基金の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行の状況について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、これを理事会、評議員会又は主務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は第 4 章又は第 5 章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第 18 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決に基づき解任することができる。

この場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに理事会及び評議員会において議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 20 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 21 条 基金に、顧問 3 人以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、基金の事業に関し功労のあった者又は学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。

4 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたととき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

5 理事長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

6 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(権能)

第24条 理事会においては、この定款に別に定めるもののほか、基金の業務執行に関する重要事項を議決し、執行する。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第17条第4項第4号の請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により、議長を定める。

(定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長は、理事として議決に加わる権利を有しないものとする。

(書面表決等)

第27条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

2 前項の書面は、理事会の開催日の前日までにこの基金に到着しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を基金に提出しなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議で選任された出席理事2人以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

- (2) 理事の現在数及び出席者数並びに氏名（書面表決者及び表決委任者の場合についてはその旨付記すること。）
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 前項の議事録は、事務所に備付けて置かなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員）

第29条 基金に、評議員10人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分反映し得る者並びに地方公共団体の職員のうちから、理事会が選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員には、第18条及び第19条の規定を準用する。

（評議員会）

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選とする。
- 4 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には第22条第2項、第23条第4項第3号、同条第6項及び第26条から第28条までの規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 7 基金は、前項の規定により評議員会の運営に関する必要な事項を定めたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第6章 漁場油濁被害等認定審査会

（中央審査会）

第31条 基金に、中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を置く。

- 2 中央審査会は、第4条第1号に規定する漁場油濁による漁業被害並びに同条第2号に規定する漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に関する事項について調査審議する。
- 3 中央審査会は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分反映し得る者並びに基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以上15人以内をもって組織する。
- 4 中央審査会の運営等に関しては、前条第6項及び第7項の規定を準用する。

（地方審査会）

第32条 基金は、関係都道府県ごとに、都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を置くことができる。

- 2 地方審査会は、第4条第1号の漁場油濁が発生した場合において、理事長の要請により、当該漁場油濁に関する現地調査、基礎資料の収集等を行い、その結果を中央審査会に報告するものとする。
- 3 地方審査会は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分に反映し得る者並びに基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以上15人以内をもって構成する。
- 4 地方審査会の運営等に関しては、第30条第6項及び第7項の規定を準用する。

第7章 事務局等

（事務局）

第33条 基金に事務局を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 4 第30条第7項の規定は、前項の場合に準用する。

（書類及び帳簿の備付け）

第34条 理事長は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金計画書
- (6) 理事、監事、評議員及び職員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの資料及び、第14条第1項の資料は、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条 この定款は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

（解散）

第36条 基金は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第37条 基金の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又は基金と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第9章 業 務 方 法 書

(業務方法書)

第38条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、理事会及び評議員会の議決を経て、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 業務方法書に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害額の認定及び被害漁業者に対する救済金の支給に関する事項
- (2) 防除費の額の認定及び支弁に関する事項
- (3) 漁場油濁の防止及び漁場油濁による被害の救済に関する調査、知識の啓発普及及び被害漁業者に対する指導に関する事項
- (4) その他基金の業務に関し必要な事項

第10章 雑 則

(細 則)

第39条 この定款に定めるもののほか、基金の業務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 第30条第7項の規定は、前項の場合に準用する。

(経過措置)

第40条 第3条の規定の適用については、平成24年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)、同条中「講ずることにより」とあるのは「講じ、併せて原因者が判明している漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより」とする。

(特定防除事業)

第41条 基金は、経過措置期間において、第4条に規定する事業のほか、原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年

法律第94号)第7条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用を支弁する事業(以下「特定防除事業」という。)を行う。

- 2 特定防除事業に要する費用は、特定防除事業を実施することを目的として交付された資金を、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により造成された防除清掃費助成事業資金から支弁する。

国からの補助金	2分の1
関係都道府県からの負担金	2分の1

- 3 中央審査会は、経過措置期間において、第31条第2項に定めるもののほか、特定防除事業に関する事項について調査審議する。
- 4 業務方法書には、経過措置期間において、第38条第2項に定める事項のほか、特定防除事業に関する事項を定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、主務大臣がこの基金の設立を許可した日から実施する。
- 2 基金の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、前項に規定する日に始まり、昭和50年3月31日に終るものとする。
- 3 基金の前項の事業年度に係る事業計画、資金計画及び収支予算については、第10条前段の規定にかかわらず、設立発起人会において定められたものによるものとする。
- 4 基金の設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可を受けた日から実施する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可を受けた日から実施する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 29 日）

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成 15 年 9 月 29 日）から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 10 日）

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成 19 年 1 月 10 日）から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。